

---

# 平成 23 年度大阪府内市町村における高齢者虐待の対応状況

---

## と大阪府の取組について

---

平成 18 年 4 月に施行した「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、「高齢者虐待防止法」といいます。）」に基づく、平成 23 年度の府内市町村の対応状況等は、別紙のとおりでした。以下、その概況及び大阪府の取組を報告します。

なお、公表する内容のうち、養介護施設従事者等<sup>\*1</sup>による高齢者虐待の状況等は、高齢者虐待防止法第 25 条の規定により公表するものです。

### I 概況

#### 1 養介護施設従事者等による虐待

- 件数は 12 件で、前年度と比較して 6 件増加しました。
- 種別・類型は「身体的虐待」が 12 件、「心理的虐待」が 2 件、「介護・世話の放棄・放任」が 1 件でした（重複あり）。
- 養介護施設等の種別は「特別養護老人ホーム」において 6 件、「介護老人保健施設」、「訪問介護・訪問入浴」において各 2 件、「特定施設入居者生活介護」、「認知症対応型共同生活介護」において各 1 件でした。
- 全ての事案に対して、市町村が施設等への指導等の対応を行っています。

#### 2 養護者<sup>\*2</sup>による虐待

##### (1) 市町村への相談・通報等

- 市町村の相談・通報受理件数は 2,025 件で、虐待を受けた又は受けたと思われると判断された事例（以下、「虐待事例」といいます。）は 1,284 件でした。これは、前年度と比較して、相談・通報受理件数で 262 件（14.9%）、虐待事例で 51 件（4.1%）の増加となっています。
- 相談・通報者は「介護支援専門員・介護保険事業所職員」が、相談・通報受理件数の 4 割を占め、次いで「警察」からの通報が約 2 割ありました。

##### (2) 虐待の種別・類型

- 「身体的虐待」が 6 割以上と最も多く、次いで「心理的虐待」、「経済的虐待」、「介護・世話の放棄・放任」の順でした。

##### (3) 被虐待高齢者・虐待者の状況・関係等

- 被虐待高齢者の性別では、「女性」が 4 分の 3 以上で、年齢階級別では「70-79 歳」が約 4 割でした。
- 被虐待高齢者からみた虐待者の続柄は、「息子」が 40.8%と最も多く、次いで「夫」が 19.5%、「娘」17.6%の順でした。また、8 割以上の被虐待高齢者が虐待者と同

居でした。

#### (4) 虐待への対応策

○ 「被虐待高齢者と虐待者を分離」した事案は、611件(46.0%)で、うち主な対応は、「契約による介護保険サービスの利用」が155件(25.2%)と最も多く、次いで「医療機関への一時入院」が136件(22.1%)、「緊急一時保護」が93件(15.1%)、「老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置」が70件(11.4%)の順でした。

○ 「被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例」は640件(48.2%)で、うち主な対応は、「養護者に対する助言・指導」が274件(42.6%)と最も多く、次いで「見守り」が146件(22.7%)、「既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し」が137件(21.3%)でした。

## Ⅱ 大阪府の取組

高齢者虐待防止法の施行により、市町村を虐待防止行政の主たる担い手として制度化されたことを踏まえ、全ての市町村で高齢者虐待に対応する窓口を明確にするとともに、権利擁護業務を担う地域包括支援センターの設置など体制整備が進められました。

大阪府では、市町村が高齢者虐待の取組を的確に行えるよう、市町村での専門人材育成や対応困難な事案への介入を通じた体制整備の支援を行うとともに虐待を未然に防ぐための取組を進めます。

また、介護保険施設内での身体拘束廃止への体制づくりの支援のための「標準マニュアル」の作成・普及など、身体拘束を含めた高齢者虐待に対して市町村や施設が一層効果的な対応を図れるよう支援しています。

広域自治体としての役割をふまえ、市町村を支援してまいります。

### 参考・用語の解説

#### ※1 養介護施設従事者等

「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者をいいます。

「養介護施設」とは

- ・老人福祉法に規定される老人福祉施設や有料老人ホーム
- ・介護保険法に規定される介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域包括支援センター

「養介護事業」とは

- ・老人福祉法に規定される老人居宅生活支援事業
- ・介護保険法に規定される居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業

#### ※2 養護者

養護者とは、「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」であり、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当します。

## 高齢者虐待事案の状況（集計結果）

## 1 養介護施設従事者等による高齢者虐待

高齢者虐待防止法に基づき、市町村から大阪府に報告のあった事案の結果は、次のとおりです。

## □集計結果

## (1) 報告件数

虐待事実確認件数	12件
----------	-----

## (2) 被虐待高齢者及び虐待者等の状況

1件については被虐待者が特定できていないことから、被虐待者の性別、年齢、要介護度については、特定できている11件の状況について記載する。

性別	男性	女性
	16人	8人

年齢	65歳～69歳	70歳～79歳	80歳～89歳	90歳～99歳	100歳～	不明
	1人	8人	9人	4人	1人	1人

要介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	不明
	—	—	1人	—	2人	8人	12人	1人

虐待の種別・類型（重複あり）	身体的虐待	介護・世話の放棄・放任	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
	12件	1件	2件	—	—

虐待があった養介護施設等の種別	特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	訪問介護・訪問入浴	特定施設入居者生活介護	認知症対応型共同生活介護
	6件	2件	2件	1件	1件

虐待を行った養介護施設従事者等の職種	介護職員	看護職員
	6人	3人

※ 12件のうち虐待を行った養介護施設従事者等が判明した6件について記載する。

## (3) 市町村が行った対応

施設等に対する指導	施設等からの改善計画の提出	介護保険法の規定に基づく勧告・命令等	その他
8件	10件	1件	4件

## 2 養護者による高齢者虐待

養護者による高齢者虐待の状況について、市町村に照会し、取りまとめた結果は、次のとおりです。

### □集計結果

#### (1) 相談・通報受理件数

府内市町村で受け付けた養護者による高齢者虐待の相談・通報件数は、2,025 件で、前年度と比較して262 件（14.9%）の増加となっています。

#### (2) 相談・通報者（複数回答）

「介護支援専門員・介護保険事業所職員」が 40.9%と最も多く、次いで「警察」が 19.4%、「被虐待者本人」が 10.4%の順でした。

	介護支援専門員・介護保険事業所職員	近隣住民・知人	民生委員	被虐待高齢者本人	家族・親族	虐待者自身	当該市町村行政職員	警察	その他	不明	合計
人	829	104	65	211	175	45	115	393	189	7	2,133
%	40.9	5.1	3.2	10.4	8.6	2.2	5.7	19.4	9.3	0.3	—

※ 相談・通報者には重複があるため、内訳の合計は相談・通報総数 2,025 件と一致しない。

※ %は相談・通報総数 2,025 件に対する割合であるため、内訳の合計は 100%にならない。

#### 【参考】相談・通報者 2,133 人に対する割合

	介護支援専門員・介護保険事業所職員	近隣住民・知人	民生委員	被虐待高齢者本人	家族・親族	虐待者自身	当該市町村行政職員	警察	その他	不明	合計
人	829	104	65	211	175	45	115	393	189	7	2,133
%	38.9	4.9	3.0	9.9	8.2	2.1	5.4	18.4	8.9	0.3	100

#### (3) 虐待を受けた又は受けたと思われたと市町村が判断した事例

平成 23 年度に相談・通報を受けた事例（事実確認調査を平成 24 年度に行った事例を除く）と平成 22 年度に相談・通報を受理し、事実確認調査を平成 23 年度に行った事例 2,013 件について訪問調査等の事実確認が行われた結果、市町村が虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例の総数は 1,284 件（相談・通報受理件数の 63.4%）でした。これは、前年度と比較して51 件（4.1%）の増加となっています。

#### (4) 虐待の種別・類型

「身体的虐待」が 65.5%と最も多く、次いで「心理的虐待」が 36.4%、「経済的虐待」が 27.0%、「介護・世話の放棄・放任」が 19.9%、「性的虐待」が 0.7%でした。

	身体的虐待	介護・世話の放棄・放任	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	合計
件数	841	255	468	9	347	1,920
%	65.5	19.9	36.4	0.7	27.0	—

※ 虐待の種別・類型には重複があるため、内訳の合計は虐待判断事例総数 1,284 件と一致しない。

※ %は虐待判断事例総数 1,284 件に対する割合であるため、合計は 100%にならない。

(5) 被虐待高齢者の状況

ア 性別・年齢

性別では、「女性」が、全体の4分の3以上を占め、年齢階級別では「70～79歳」が最も多く、全体の4割以上でした。

	男性	女性	合計
人	310	981	1,291
%	24.0	76.0	100

	65～ 69歳	70～ 79歳	80～ 89歳	90歳 以上	不明	合計
人	160	569	452	106	4	1,291
%	12.4	44.1	35.0	8.2	0.3	100

※ 1件の事例に対し被虐待高齢者が複数の場合があるため、虐待判断事例総数 1,284 件に対し、被虐待高齢者総数は 1,291 人であった。

イ 要介護認定者数

被虐待高齢者 1,291 人のうち、介護保険の利用申請を行い、「認定済み」の者が 69.6% (899 人) と約 7 割が要介護 (要支援) 認定者でした。

	人	%
未申請	305	23.6
申請中	45	3.5
認定済み	899	69.6
認定非該当 (自立)	32	2.5
不明	10	0.8
合計	1,291	100

ウ 要介護状態区分及び認知症日常生活自立度

要介護認定者 899 人における要介護状態区分は、「要介護 2」が 22.6% と最も多く、次いで「要介護 1」が 17.5%、「要介護 3」が 17.2% の順でした。

また、要介護認定者における認知症日常生活自立度「Ⅱ以上」の者は約 6 割で、被虐待高齢者全体の約 4 割でした。

	人	%
要支援 1	72	8.0
要支援 2	77	8.6
要介護 1	157	17.5
要介護 2	203	22.6
要介護 3	155	17.2
要介護 4	134	14.9
要介護 5	100	11.1
不明	1	0.1
合計	899	100

	人	%
自立又は認知症なし	163	18.1
自立度Ⅰ	150	16.7
自立度Ⅱ	257	28.6
自立度Ⅲ	174	19.4
自立度Ⅳ	75	8.3
自立度Ⅴ	32	3.6
認知症あるが自立度不明	35	3.9
認知症の有無が不明	13	1.4
合計	899	100

※ 「認知症あるが自立度不明」には一部「自立度Ⅰ」が含まれている可能性がある。

エ 虐待者との同居・別居の状況

「同居」が83.1%と、8割以上が虐待者と同居でした。

	虐待者と同居	虐待者と別居	その他	不明	合計
件数	1,067	209	7	1	1,284
%	83.1	16.3	0.5	0.07	100

オ 虐待者との関係

被虐待高齢者からみた虐待者の続柄は、「息子」が40.8%と最も多く、次いで「夫」が19.5%、「娘」が17.6%の順でした。

	夫	妻	息子	娘	息子の 配偶者 (嫁)	娘の配 偶者 (婿)	兄弟 姉妹	孫	その 他	不明	合計
人	266	72	558	240	49	24	25	56	76	1	1,367
%	19.5	5.3	40.8	17.6	3.6	1.8	1.8	4.1	5.6	0.07	100

※ 虐待者は重複があるため、内訳の合計は被虐待高齢者人数1,291人と一致しない。

(6) 虐待への対応策

ア 分離の有無

「被虐待高齢者の保護と虐待者の分離を行った事例」が611件(46.0%)でした。また、「被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例」は640件(48.2%)でした。

	件数	%
被虐待高齢者の保護と虐待者の分離を行った事例	611	46.0
被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例	640	48.2
被虐待高齢者が複数で異なる対応(分離と非分離)を行った事例	3	0.2
現在対応について検討・調整中の事例	36	2.7
その他	37	2.8
合計	1,327	100

※ 平成22年度以前に相談・通報を受理し事実確認調査を行い、虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例のうち、虐待への対応が平成23年度の期間に行われた事例を含むため、虐待判断事例総数1,284件と一致しない。

※ ショートステイ(短期入所サービス)を活用した事例については、高齢者を緊急かつ一時的に保護する目的でショートステイを利用した場合は「被虐待者の保護と虐待者からの分離を行った事例」とし、一般的な利用方法として随時又は定期的にショートステイを利用した事例については「被虐待者と虐待者を分離していない事例」とした。

イ 分離を行った事例の対応の内訳

「契約による介護保険サービスの利用」が155件(25.2%)と最も多く、次いで「医療機関への一時入院」が136件(22.1%)、「緊急一時保護」が93件(15.1%)、「老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置」が70件(11.4%)の順でした。

	件数	%
契約による介護保険サービスの利用	155	25.2
老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置	70	11.4
うち面会制限を行った事例	(36)	
緊急一時保護	93	15.1
医療機関への一時入院	136	22.1
その他	160	26.1
合 計	614	100

※ 分離を行った事例と異なる対応(分離と非分離)を行った事例の総数614件に対する割合

ウ 分離していない事例の対応の内訳

「養護者に対する助言・指導」が274件(42.6%)と最も多く、次いで「見守り」が146件(22.7%)、「既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し」が137件(21.3%)の順でした。

	件数	%
養護者に対する助言・指導	274	42.6
養護者が介護負担軽減のための事業に参加	60	9.3
被虐待者が新たに介護保険サービスを利用	99	15.4
既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し	137	21.3
被虐待者が介護保険サービス以外のサービスを利用	37	5.8
その他	55	8.6
見守り	146	22.7

※ 分離を行っていない事例と異なる対応(分離と被分離)を行った事例の総数643件に対する割合

※ 事例の対応については重複があるため、内訳の合計は643件と一致しない。

※ 各表の中で、四捨五入の結果、%の合計が100%とならない場合があります。

## 高齢者虐待防止法の概要

### 名 称

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

### 施 行

平成18年4月1日

### 主な内容

- 「高齢者虐待」を法律上初めて定義。
  - ・「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
  - ・「高齢者虐待」とは、家庭における養護者又は施設等の職員による次に掲げる類型の虐待をいう。
    - ①身体的虐待
    - ②養護を著しく怠ること（ネグレクト）
    - ③心理的虐待
    - ④性的虐待
    - ⑤経済的虐待（財産の不当処分、不当に財産上の利益を得ること）
- 住民に身近な市町村を虐待防止行政の主たる担い手として位置付け。
- 高齢者虐待の早期発見・早期対応を主眼とし、市町村が通報の一元的な窓口になる。
- 高齢者を養護する者（養護者）の負担の軽減を図るため、養護者に対する相談、指導や助言等を市町村が行う。
- 都道府県は、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報提供や必要な援助・助言を行う。